

資料 6

自治基本条例の推進方策について（他都市を参考とした例）

推進項目	実施主体
(1) 自治基本条例の普及 ・ 市民説明会の開催（条例議案提出前、条例制定後） ・ 条例と関連が深い団体への周知 ・ 各種団体の会合、研修会等における周知 ・ 市報等での周知 （啓発 DVD の制作、パンフレットの作成など多様な媒体を活用）	市 (市民会議)
(2) 行政参加に関する情報の市民への提供 ・ 各課が行う参加手続に関する情報の一元的な提供（ホームページで分かりやすく情報を発信する など）	市
(3) 「参加・協働指針」の整備	市、市民
(4) 協働事業提案制度の整備 ・ 市民活動応援制度、提案公募型協働委託事業 など	市
(5) 地域コミュニティ活動の支援 ・ 自治会等の市民活動団体への支援 ・ 地域コミュニティ事業の推進	市
(6) 総合計画への位置付け	市、市民
(7) 関係条例、規則等の整備（条例の体系化）	市
(8) 審議会等の委員の公募に関する指針の策定	市
(9) 各分野における自治基本条例の推進 ・ 様々な分野の担当部署、審議会等での推進を図る。	市、市民
(10) 職員提案制度、業務改善運動等の整備	市
(11) 職員研修の実施 ・ 各階層（管理職、監督職、一般職）への研修 ※条例への理解のほか、条例の具体的な運用を検討するための研修などを実施。	市
(12) 検証委員会の設置 ・ 条例施行後〇年を超えない範囲で、定期的に条例を検証し、条例のあり方について見直しを行う。	市、市民
(13) 推進委員会の設置 ・ 条例の推進のための検討や活動を行い、条例のあり方について見直しを行う。	市、市民